

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成29年12月4日（月）午前9時30分～午前10時10分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 15名

1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	欠	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第43号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第44号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第45号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の決定について

## 5. 会議の内容

別紙のとおり

<p>議 長</p>	<p>それでは、ただ今から平成29年度第10回農業委員会総会を開催します。  本日、高槻 祥治委員は、欠席されます。  休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月26日 自然薯まつり（水車の里フルーツトピア）</li> <li>・ 11月30日～12月1日 全国農業委員会代表者集会（東京都）へ出席しました。</li> </ul> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。  署名委員は1番 岸野委員さんと、3番 鳥越 幸男委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第 42 号から議案第 45 号の 4 議案です。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 42 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、  <u>3</u> 件議題といたします。  事務局の説明をお願いします。</p> <p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上3件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>8 番 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>以前から譲受人は、この土地を定期的に管理されてきました。譲渡人は神戸にお住まいで、こちらになかなか帰ることが難しい為、この度、かぶうちである譲受人へ贈与し、今後は譲受人がこの土地を管理していくという事です。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>中川地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人は、遠方にお住まいで、農地の管理が難しくなりましたので、ご近所の譲受人に農地の管理をお願いされたという事です。</p> <p>この土地の場所は、譲受人の自宅の直ぐ前です。</p> <p>特に問題ないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>中川地区 推進委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親戚関係です。</p> <p>この度、譲受人に贈与されることになりました。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>43</u>号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
5 番委員	譲渡人は町外にお住まいです。地目は畑です。譲受人は、この土地を露天駐車場にされます。問題はないと思います。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
3 番委員	譲渡人と譲受人は、親子関係です。来年退職後に、矢掛町に帰ってこられて生活する為に居宅を建てられます。排水は下水に、雨水は既存の排水溝へ流しますので、問題はないと思います。日照についても、日当たりは良く周辺の土地に影響はないです。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>22</u> 番及び <u>23</u> 番は、同一案件のため、一括審議します。地元委員さんの意見をお願いします。
中川地区 推進委員	この土地の現況は、保全管理の状態です。既存の駐車場の拡大の為、隣接する土地2筆を転用します。周囲に悪影響を与えるようなことはないと思います。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>22</u> 番及び <u>23</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>22</u> 番及び <u>23</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>24</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
中川地区 推進委員	<p>この土地は、山と竹林に囲まれた畑です。地図の青斜線の部分にレクリエーション施設をつくる予定があります。今回申請が出ています土地2筆を、施設を利用する方の駐車場にされるという事です。地元町内会の同意も得ています。山林の中の土地ですので、周囲の土地には影響はないと考えます。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>24</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
9 番委員	<p>この様なレクリエーション施設をつくる場所において、何か申請や届出をして許可などが必要ですか。今回は農地ではなく、山林につくるということですが。</p>
事 務 局	<p>山林の担当に確認しましたが、この地域は届出が必要な山ではないという事です。ここで営業することに関して、公安委員会へ確認しましたが、特に営業の内容として必要なものはないということでした。</p>
9 番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>24</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>5</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>44</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題</b>といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p>

議 長	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; color: red;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長  1 番委員	<p>事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>貸渡人と借受人は、親子関係です。新たに居宅を建てられます。雨水は、そばに川が流れており、そちらに流します。下水は、農水の方へつなぐとお聞きしております。周囲は集落ですので、特に周囲の土地に影響はないと考えます。</p> <p>議 長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>45</u> 号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 (案) の決定</b>について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; color: red;"> <p>議案第45号については、新制度移行後の委員会には、農地利用最適化交付金という、農地利用最適化の活動をした場合の委員さんの手当に充当できる国庫補助金が新設されており、その交付金を受けるためには、この指針を策定する必要があります。</p> <p>なお、指針案の作成にあたっては、毎年農業委員会の活動計画を定めていますので、それに準じて、また、国の目標設定を参考にして作成しています。</p> </div>
事 務 局	<p>(計画の内容について説明)</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p><b>農地等の利用の最適化の推進に関する指針 (案)</b> につきまして、ご意見はございませんか。</p>

1 番委員	質問ですが、違法転用は、遊休農地のこの数字の中には入っていますか。
事務局	違法転用は、遊休農地のこの数字には入っていません。
1 番委員	では、農地パトロールを行った時点で、黄色または赤色の農地が遊休農地という扱いですか。
事務局	はい、そうです。
1 番委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
事務局	なかなかハードルは高いのですが、遊休農地を何パーセント以上解消しました、ですとか、新規集積を何パーセント以上達成しました、といった委員会には、プラスで補助金がでるというものもあります。 遊休農地の解消と新規集積は、現状からどれだけ増えたかで、補助率が決定されます。
議長	他にご意見はございませんか。  (異議なし) 異議がございませんので、議案第 4 5 号について、計画書どおり決定いたします。
議長	次に <b>報告事項</b> について確認します。
議長	<b>農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知</b> について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
中川地区 推進委員	1 から 5 番は、借受人がご高齢の為、返還されるという事で解約されます。それぞれ、別の方が耕作されることが決まっていますので、問題はありません。
議長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。  <u>1 0 分間</u> 休憩の後、 <u>1 0 時 2 0 分</u> から協議会を開催いたします。